

令和5年度

第5回 佐々町農業委員会総会議事録

令和5年8月24日（木）

佐々町農業委員会

令和5年8月 第5回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和5年8月24日(木)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 令和5年8月24日(木)午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	7	荒木 武士 君
8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君	10	廣川 勝巳 君
11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君	13	坂本 真澄 君
推進委員	前川 義隆 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	辻 正人 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
6	濱野 卓也 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	係長	鮎川 稔 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地転用制限の例外規定に係る届出書について

(4) 協議事項

○農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取
について

○令和5年度 農地パトロール（利用状況調査）の実施について

(5) その他

①9月定例会の日程について

②令和5年度地区別農業委員研修会について

③その他

事務局長（作永 善則君） それでは、皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第5回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、初めに寶持会長から御挨拶をお願いします。

会長（寶持 雅祥君） 皆さん、こんにちは。盆前の台風6号、県内を上陸し通過していきましたが、町内は思ったよりは被害等もなく、無事に済んだと報告を受けております。本当、よかったなと思います。

それ以降、こうやってまとまった雨が降らず、猛暑続きで大変ですけれども、農家にとって我々も、農作物にとっても今後、恵みの雨がまとまって多少、降っていただくことを期待していますけど。3か月予報としましては、ずっと高温で行く、推移するっていう見込みですので、今後、皆さんも熱中症等お気をつけられて、活動されてください。

それと、私のほうから皆様に、御相談というかお伝えしないといけないことがあります。

先ほども事務局長が言われましたけれども、やっぱり皆さん各地区の農業者を代表されて町長の交付を受けまして、今、この場に座っているわけでございます。各地区の代表者ですので、ちゃんとしたそういう認識をもって、この場に来ていただきたいと思います。

服装もそうですけれども、正装でももちろんお願いしますし、携帯電話の使用もそうです。こちらへ入られましたら、電源をお切りになるかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。緊急時の場合は別ですけれども、そういったときは退出されて御対応されてください。

会が終わっても、事務局長からの連絡とかいろいろお話することもございますので、会の妨げにならないよう退出されてからの御使用の御配慮、どうぞよろしくお願いいたします。

あと、発言と御質問等についてですけれども、先ほども事務局長が言われましたけれども、挙手をまずされてください。私が席の番号で指名をさせていただきます。そして、ちゃんと起立をして、それから「今の件に関してですけれども、どうなっているんでしょうか」とか「ここはこうだと聞いていますけど、どうなんでしょうか」ということを言われてください。ちゃんと、はきはきと大きな声で皆さんに聞こえるようによろしく願います。そうしますと事務局長がそれに対して「ここは、こういうふうになっております」というふうに報告がございますので、その後も「分かりました」という意見をされて座られてください。

それと長年、諸先輩たちが築き上げてこられました農業委員会としての秩序を正しく保って、これからも委員会の業務を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

長くなりましたけれども、本日の会議はまたスムーズに進行しますよう、どうぞよろし

くお願いいたします。

以上です。

事務局係長（鮎川 稔君） ありがとうございます。

本日の出席委員は12名です。濱野委員から欠席届の提出があつております。最適化推進委員については全員出席です。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を寶持会長にお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

日程2、議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっております。先に通知しておきました内容では濱野委員としておりましたが、本日欠席のため、7番、荒木委員、8番、北川委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。それでは日程2を終わります。

日程3、報告事項に入ります。

報告第1号農地転用制限の例外規定に係る届出書について、事務局の説明を求めます。
係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それではお配りしておりました資料のまず1ページを御覧ください。

報告第1号農地転用制限の例外規定に係る届出書となります。

届出者の住所及び職業です。〇〇〇〇。お名前が〇〇〇〇さん。職業が農業です。土地の所在が佐々町須崎免字芳ノ浦、地番が〇〇〇〇。地目が台帳・現況ともに畑、面積が992m²となっております。そのうち転用面積といたしまして、120m²となっております。

次に、3番の転用計画ですが、農業用倉庫の新築1棟となっております。建物の建築面積は105m²です。

次に、5番の転用することによって生じることへの被害防除の概要ですけれども、隣接地は自耕作地及び山林のため、被害のおそれはないとなっております。

資料の3ページを御覧ください。

公図をおつけしてありまして、青く線で囲まれた土地が今回の申請の土地となります。

ここですみません、1点訂正をさせていただきます。この資料の青い枠の大体真ん中ぐらいに、倉庫の建てる位置ということで赤い四角囲みをさせていただいておりますが、すみません、〇〇〇〇番地のほうにちょうど1個分ずれたぐらいの場所になります。すみません、こちらの記載ミスで申し訳ございません。ただし、建物についてはこの〇〇〇〇申請地の中での建築となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

今度は航空写真のほうで載せておりますけれども、赤い四角で囲まれたところが、航空写真上での建設予定をしている場所ということで、ちょうどその申請地のすぐ上にある、家の印がつけられているお宅があるんですけれども、ここが申請者宅となっております。

そして、このお宅の右側に白い屋根の建物があるんですけれども、こちらが既存の農機具倉庫となっております、こちらが老朽化をしているということで、今回、この申請地に新しく農機具倉庫を建設されたいとなっております。

5ページに、現況写真をおつけしております。ちょっと分割写真になっておりますので、分かりづらいかと思いますけれども、赤い囲みがされたところが建築予定の場所となっております。

次に、6ページなんですけれども、被害防除計画書ということで、今回のこの建設に対しての被害防除に対して、こうしますっていうのを、計画をしていただくものになるんですけれども。今回が農機具倉庫ということで、特段中で水道を引いて排水が出るとかそういうものではございませんので、特に対策としては取られておらず、排水計画についても自然流化ということでなっております。

こちらの自然流下なんですけれども、申請地〇〇〇〇の裏側。すみません、資料3ページに戻っていただきまして、今回の申請地である〇〇〇〇の下のほうに〇〇〇〇番地があるんですけれども、こちら側に素掘り側溝がありまして、そこから暗渠排水を使って、こちらの大きな県道になるんですけれども、県道のほうまでつながっているということで、こちらに流すということで排水計画はされております。

すみません。それから、ちょっと順序が前後してしまって申し訳ありませんが、今回、申請地〇〇〇〇につきまして、付近については全て御自身の農地となっております。補足をさせていただきます。

それから、資料7ページ、8ページにつきましては、建設予定の建物の立面図と平面図をつけております。

それから、補足になりますが、今回新築で農機具倉庫を建てられるということで、今あ

る既存倉庫についての取扱いはどうなるのだろうか、という五役会の中での意見がございまして、申請者に確認をしたところ、既存倉庫はそのまま活用をしていく、ということでした。

説明については以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。地元委員の説明をお願いいたします。16番。

推進委員（玉置 義則君） この件に関して、18日午後から事務局のお二人そして私16番、そして、4番と9番の方の立会いの下に、地主さんの〇〇〇〇さんを交えて現場を見ました。

事務局から説明のとおり建て替えですので、自分の土地で問題ないと私は思いました。

以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

この件に関しまして、皆様御意見・御質問等はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

ないようですので、以上日程3報告事項を終了いたします。

次に、日程4協議事項に入ります。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、右肩に「追加資料」と書かれた本日机に置かせていただいていた資料を御覧ください。

資料の1枚目なんですけれどもこちら新旧対照表と改正（案）の構想が載っておりまして、それぞれにページ番号が振られておりますので、全体的なページ番号は振っておりません。御了承をお願いします。

1枚目なんですけれども、こちらは、佐々町長のほうから農業委員会に対して、この基本構想の変更に係る意見聴取についての依頼の文書となっております。そして、1枚目の裏についてなんですけれども、こちらは今度は農業委員会からの町長へ対しての回答文書の様式となっております。

それではまず、こちらの内容の説明をいたします前に、まずこの農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてなんですけれどもこちらが、農業経営基盤強化促進法というのがございまして、そちらに基づいて、認定農業者の基準ですとか、あとそういった方たちへどういった支援をしていく、あと認定新規就農者といいまして、逆に、今度新しく営農を始めていかれたいという方へ対しての取組、そういった施策等を佐々町として定めたものとなっております。

そしてこの中に前回の総会の中でも審議でありました利用権設定、農地の貸し借りの分、そういったこともこの基本構想の中でうたってありまして、それに基づいて佐々町として農地の貸し借りですとか、あと認定農業者、それから新規就農者の方への支援、そういった取組を進めてきたところなんです。そういったのがまとめてあるのが、この構想です。すみません、略称として基本構想と私たち呼ばせていただいております。

そして、今回がこの変更ということなんですけれども、まずは中身を言う前に、まず今回の変更に至った経緯といたしましては、令和5年4月に農業経営基盤促進法の法律が改正されまして、それが施行されました。

それに基づいて、この佐々町の基本構想と別に、長崎県は長崎県で基本方針っていうのがあります。これは、長崎県全体を書いたものになるんですけれども、法律が変わったことで、まず県の基本方針がその法律と整合性が合わなくなるので、法律に合うように変更がなされました。

そして、今度その基本方針が変更されたことで、町の基本構想も、その基本方針に沿って基本構想がつくられているものですから、佐々町の基本構想も変更が必要になったという経緯がございます。

それでは、資料のほうに沿って説明をさせていただきますけれども、まず1枚目をめくっていただいたところに新旧対照表ということで横書きの文がございます。こちらを使って説明をさせていただきます。

右側が改正前、現在の基本構想の内容が書いてありまして、左側の改正後というところが今回改正をするところ改正後の文章となります。そして、赤文字で下に下線が引かれているところが変更点となります。

1ページは目次になりますので、省略をさせていただきます。目次が終わって第1から始まるんですけれども、最初は佐々町の現況、佐々町がどういった地形にあるといった佐々町のことについて説明をしている文になりますのでこちらの説明は省略をさせていただきます。

資料4ページをお願いいたします。

資料4ページの下になりますけれども、左側だけ第2及び第2の2に掲げる事項のほか農業を担う者の確保及び育成に関する事項ということで、左側にだけ赤線で書かれている文があります。右側には何もない空白となっているんですけれどもこれは今の基本構想にはなくて、今度の改正後の基本構想に新しく新規で盛り込むという内容となっております。

そして、こちらが今まで農業を担い手ということで、認定農業者であったり、新規就農者について書かれていた文になるんですけれども改正後は、農業を担う者ということで認

定農業者であったり、新規就農者以外に法人等も含めて担う者の確保それから育成についてのことをここで書いてあります。

5ページになるんですけども、2番が佐々町が主体的に行う取組についてを記載をしているところです。

それからすみません、ちょっとページが飛ぶんですけども、タイトル行は7ページの一番下になりまして、改正後で第4と書かれているところ「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する」という表題がありまして、その内容が8ページになるんですけども8ページの改正後なので、左側の1行目を御覧いただきましてこちら読み上げをさせていただきます。

「地域計画の実現に向けて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集約化を進めるため」と始まっているんですけども、右側の改正前でいくと4行目になるんですけども、4行目の5文字目から「人・農地プランの実質化の取組などと連携し」ということであります。これが、最初に言いました法律の改正に伴うということで、今までが、人・農地プランというプランを佐々町の場合は8地区に分けさせていただいて、それぞれのプランを設けたところなんですけれども今回、その人・農地プランが地域計画に変わっております。そのためにこれが法律が変わったために県の方針も変わって、町の構想も変わるというところがここなんですけれども、人・農地プランから今度、地域計画を策定するために必要なことということで、人・農地プランから地域計画に文言が少し前後の文章も変わっていますけれども、まず人・農地プランっていうこの言葉が消えて地域計画に変わっているところとなっております。

それから資料の5ページに戻っていただいて、資料5ページの7行目になるんですけども、「ともに」から始まっているところです。「ともに」からの点から次なんですけれども、長崎県農業経営・就農支援センターというのが、長崎県が事務局を持って新規就農をされる方とかをサポートをするためにある団体といいますかセンターがあるんですけども、こちらが今まで、この前の基本構想ではうたわれていない中で、この就農支援センターっていうのが令和4年度に設置されまして、今回この改正に合わせてこの就農支援センターが長崎県の方針に新しく盛り込まれましたので、それに合わせて構想も変えたということになります。

すみません、ちょっと長々と話をしてしまったんですけども、まずはそういった背景があつてからのこの改正となりますので、佐々町の構想として認定農業者さんであれば所得目標金額ですとか就労時間っていうのが2,000時間だというような基準があるんですけども、そういった基準を変えるわけではなくて先ほどから説明しているそういう背

景を基に、今の法律に合わせたそれから県の方針に合わせた内容に変更をするということでの今回改正となっております。

それから、この新旧対照表が全部で12ページありまして、そこからその次から始まるのが改正後の新旧対照表では変更しないところは「略」っていう略されているんですけども、それが略されていない全体的なものが、新旧対象表の裏につけておりますのでこちらは後もって御覧いただければと思います。

すみません、長々となりましたが説明は以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして、何か御意見・御質問等はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

ないようですので……。

事務局長（作永 善則君） 補足の説明を……。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） すみません、ちょっと補足の説明をさせていただきたいと思います。

横書きのほうの12ページのところを見ていただきたいんですけど、もともと12ページの横の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想ということで、大本の法律は基盤強化法に基づいて、県が計画をつくりました。そこに伴って長崎県内各市町村が基本構想って言われるものをつくるような流れでございます。

それでも地域の特性に合ったところを、面積であったり、その地域の事情であったところを落とし込んでいってつくっているものが、各市町村にあるこれが今回改正後の完成形っていうのが後ろのほうについてきているところでございます。

ただ、改正の履歴っていうところが、12ページのところに載ってきているんですけど、一番最初は平成13年11月につくったものが原型になってくるんですけど、大体おおむね1回つくれば5年間をめどにっていうところで、地域の実情に応じて5年経過後をめどに県がまた指針とかを変えたところに合わせて、市町村も変えますよっていうところの流れで、割と5年スパンみたいな形で改正が入ってきているような感じなんですけど。

うちの前回の見直してなると、26年の10月からっていうのが、令和3年12月からっていう形に変えているんですけど、そこからするとまだ2年たっていない状況なんですけど、今回の改正については大本の法律が変わって、その中で今後2年以内に策定をしないといけないっていう地域計画の関係がしっかり盛り込まれてきている関係で、その関係を反映させたものを今回改正をさせていただいているという流れになりまして、農業委員会のほうに意見照会を出させていただいているんですけど。

それと、あと県北振興局の農林部のほうにも意見照会を出して、その意見を集約した

ところで町の農林水産課のほうで町長の決裁を取って「できました」っていうことで、最終的に県の農林部のほうに出すような流れに今後なっていきます。

すみません、補足の説明は以上になります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。皆様、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

それでは、意見なしとして農林水産課に回答いたします。

次に、令和5年度農地パトロールの実施について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） 農地パトロール利用状況調査の実施についてですけれども、こちらは特段、資料等はございません。

まず、この農地パトロールなんですけれども、目的といたしましては農地の利用促進につなげるための情報収集ということで、今、実際に皆様のほうでパトロールをしていただいて、そのパトロールしていただいた農地の利用の確認、それから遊休農地等が発生していないか、もしくは遊休農地となっていたところが解消していないかの実態把握、それから、違反転用などの発生防止ですとか早期発見。こういったことを目的に、佐々町のほうでは年1回、夏の時期に農業委員さんと最適化推進委員さんのほうでパトロールに回っていただいております。

なお、この農地パトロールなんですけれども、農地法に農業委員会の必須業務に位置づけられている業務となりますので、これは申し添えをしておきます。

それから、佐々町の農地パトロールの方法なんですけれども、前回総会に出しました体制ということで、佐々町を5地区に分けさせていただいたところなんですけれども、その5地区でそれぞれ担当になった区域について、皆さんで回っていただくようになるんですが、一応この農地パトロールのときは、農地利用最適化推進委員さんの皆さんがリーダーとして中心になって、農地を見て回っていただくというところになります。

なので、この総会後にもまず5地区の皆様それぞれ集まっておきまして、日程ですとか新規の推進委員さんもいらっしゃるんですけども、そこは方法等を皆様のほうで、それぞれの地区内の皆様で共有しながら、実際の実施に向けての簡単な打合せ等をしていただければと思います。そのときのまとめ役として最適化推進委員の皆様5名の方にはよろしくお願ひしたいと考えております。

そして、この利用状況調査の後ろのほうに各地区回る農地の一覧と航空写真を御準備しておりますので、推進委員さんの皆さんにおかれましては本日お帰りの際に担当地区分の農地の一覧と航空写真必要などところについてはお持ち帰りいただいて構いませんが、最終

的に航空写真の返却をお願いします。

それで、パトロールをしていただきまして事務局のほうに、9月の末までにパトロールした結果の書き込んだ一覧の提出と写真等の返却をお願いいたします。

写真についてなんですけれども、今日のうちに一遍に全部持っていくってということではなくて、事務局のほうにいつでも備えつけておりますので、御相談いただければ、いつでもお貸しすることはできますので、今日お持ち帰りいただかなくても、今日は大丈夫です。

会長（寶持 雅祥君） この件に関しましては、閉会してからももう少し分かりやすく皆様のほうに御説明等いろいろと分からない意見もあると思いますのでそういった意見を聞きながらもう少しちゃんと説明したいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、日程4、協議事項を終了します。

次に、日程5、その他に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それではまず、その他の項の1番なんですけれども、こちらも資料はございませんので口頭で説明をさせていただきます。

まず1番、9月定例会の日程についてです。

総会を9月25日13時とさせていただきます。9月25日、月曜日の午後1時。五役会を9月19日、火曜日の午後1時30分から。会場は、どちらも役場の3階第2会議室。本日のこの会議室の隣の会議室になります。

すみません、ここで1個だけ、ちょっと説明といたしますか、お伝えしておきたいことがございます。

先ほど総会の日、25日の午後1時からというお話をしまして、次の2番にも関わってくるんですけれども、地区別農業委員会研修会が同じ日の3時からありますので、1時からということにさせていただいております。

ただし、これは3時までの間の2時間で総会が終われるボリュームの場合が1時からと考えておまして、総会の案件が大量にあり2時間での審議が難しいような場合には会長等にも相談しながら午前中開催もちょっと視野に入れたいと考えております。またその際には、改めて御連絡はいたしますが、一応今の予定としては1時からということによろしくをお願いします。

続きまして、2番の、令和5年度地区別農業委員研修会についての説明をさせていただきます。

こちら、資料の9ページをお願いいたします。

これが長崎県農業会議から各市町の農業委員会に対して出された文書で、その研修会の

開催についてという文書となります。

11ページを御覧ください。

この地区別研修会の開催の計画ということで、どういったことでこの地区別研修会ってというのが行われているのかということの説明のために、この資料をつけさせていただいております。

11ページの1番に目的としてございます。読み上げをさせていただきますが、「農業経営基盤強化促進法の改正により、農業委員会には農地の出し手・受け手の意向調査結果を反映させた目標地図の素案作成が求められている。また、今年7月に県下14の農業委員会が改選を迎えることを踏まえ、新任の農業委員・農地利用推進委員も含め、県下全委員が総力をあげて地域計画策定を含めた農地利用の最適化の取り組みを加速化させるために、地区別農業委員研修会を開催する」となっております。

そして、研修内容がその下、4番にあるんですけども、ここでは農業委員会をめぐる情勢についてですとか、あと農地利用最適化活動について、それからもうずっと言葉は出ているんですけども、地域計画の推進についてということで地域計画のことですとか、あと農地中間管理事業についてといったことが一応、研修の内容に盛り込まれております。

そして、資料12ページになりますが、県北地区の一番下に佐々町があるんですけども、先ほどからもお伝えしていますとおり、佐々町が9月25日の3時からとなっております。

なので、これに皆様御参加いただくようによろしくお願いを申し上げるとともに、総会をできるだけ、皆様を拘束する時間をできるだけ少なくするために、同じ日に総会も設定をしたところですので、総会に引き続き、この研修会に出席をしていただきたいと思いますので、御都合の調整をよろしくお願いたします。

説明については以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。皆様から何かございませんでしょうか。5番。

5番（築城 武美君） 研修についての質問です。

研修の中で使う図書について、有料だというふうに書いてあるんですが、農業委員会負担というふうになっていますが、農業委員の負担なんですか。農業委員会の負担はどういう意味でしょうか。

会長（寶持 雅祥君） 係長。

事務局係長（鮎川 稔君） ただいま、5番、築城委員から御質問がありました。10ページに、研修で使用する図書ということで、農業委員会業務必携ということでございます。農業委員会負担額が1,000円ということですが、こちらは農業委員会の予算からお出

ししますので、農業委員さん個人の負担というのはございません。農業委員会のほうで購入して、皆様にお配りをする図書となります。

以上です。

会長（寶持 雅祥君） よろしいでしょうか。

5番（築城 武美君） 了解しました。

会長（寶持 雅祥君） ほかに何かございませんでしょうか。（「なし」の声あり）

以上で、日程が全て終了いたしました。

本日御案内しましたとおり、6時から改選後初めての懇親会が予定されております。総会でお顔は、会って話される方もいらっしゃると思いますけれども、なかなかお話しされない方もいらっしゃると思います。この機会にぜひ、皆様の親睦を深めてもらいたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 14 時 21 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 齋持 雅祥

会議録署名委員 荒木 武士

会議録署名委員 北川 菜明